

あいち教育旅行等誘致促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、愛知県内に積極的な教育旅行客などを新たに誘致するため、教育旅行等に要した経費の一部を助成することにより、県内の観光振興の推進と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象学校)

第2 補助対象となる学校は、学校教育法に基づく学校が、学校行事として行う教育旅行等(平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動)とする。

(補助対象者)

第3 補助対象者は、学校行事として行われる教育旅行等において、愛知県内のホテル・旅館等に、1泊以上宿泊し、学び、体験のできる県内観光施設等を1施設以上利用する学校等(児童または生徒及び引率教員)を新規(過去3年以内に送客した学校は除く)に送客した、あいち教育旅行誘致促進協議会(以下「協議会」という。)の会員旅行会社と、その他の非会員旅行会社とする。

(対象期間)

第4 対象期間は、各年4月1日～翌年3月31日とする(宿泊日ベース)。

(受付順位と補助金の額)

第5 受付順位については先着順とし、補助金の額は、児童または生徒及び引率教員1人につき会員旅行会社1,000円、その他の非会員旅行会社500円、1校につき10万円を上限とする。ただし、各年度の予算内で打ち切りとする。

(交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする旅行会社は、あいち教育旅行等誘致促進事業補助金交付申請書(第1号様式・以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、協議会会長に出発日の30日前までに提出しなければならない。ただし、出発日が4月中になるものは、協議会会長がその都度決定する。なお、申請は、会社名、支店長名とし、旅行会社単位で行うものとする。

- (1) 教育旅行等日程表・資料
- (2) 宿泊者名簿
- (3) その他、協議会会長が必要と認めるもの。

(交付決定)

第7 協議会会長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助事業の内容が適正か、また、金額の算定に誤りがないか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付の決定をするものとする。

(申請内容の変更及び中止)

第8 第5の規定により、交付申請書を提出した旅行会社（以下「補助事業会社」という。）で次の事項に該当する場合は、速やかに変更申請書等を協議会会長に提出しなければならない。

(1) 申請書の内容に変更を生じた場合

－あいち教育旅行等誘致促進事業補助金交付変更申請書（第2号様式）

(2) 申請書の計画を中止する場合

－あいち教育旅行等誘致促進事業補助金交付中止申請書（第3号様式）

(実績報告)

第9 補助事業会社は、補助事業が完了したときは、あいち教育旅行等誘致促進事業補助金交付実績報告書（第4号様式）に宿泊証明書（第5様式）を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第10 協議会会長は、第9の規定により実績報告を受けた時は、実績報告書の審査及び必要に応じて行なう実地調査等により、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業会社に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第11 補助金の交付は、第10の規定により金額の確定後にこれを行なうものとする。
交付方法は、旅行会社名の金融機関口座に対してのみ、振込で実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年7月2日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年7月6日から施行する。